

2025年 税申告特集 開成町申告相談会を実施します(完全予約制)

税務窓口課 ☎84-0313

税の申告相談会日程

【相談日時】2月17日(月)～2月27日(木) (土日祝日除く) 9時～17時 (12時～13時除く 最終入場時間16時30分)

【予約期間】LINE 予約 1月20日(月)～申告相談日前日まで / 往復はがき予約 1月31日(金) までにはがき必着

【場 所】役場1階 町民プラザ特設会場

※窓口及び電話での予約はできません。※

※1月1日に町内に住民登録がある方の申告相談に限り受付します。※

※書類がすべて整っていれば、おひとり様約15分～20分で申告が完了する目安です。※

LINE 予約

(受付時間: 1月20日8時30分
～申告相談日前日23時59分)

- 1 QRコードから開成町公式 LINE へ (PC 版 LINE 等は ID 検索 (@kaiseitown) で友だち追加)
- 2 トーク内に「確定申告」と送信
- 3 予約フォームで必要事項を入力し送信
- 4 相談日に来庁してください。

LINE 予約の注意点

キャンセル・変更は直接入力してください。(前日まで)

開成町公式 LINE の友だち登録と
予約はこちら→



往復はがき予約

1月31日までに必着。
相談日を指定することはできません。

- 1 往復はがきに①住所②氏名(フリガナ)③電話番号④生年月日⑤都合の悪い日2日間を記入し
〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町税
務窓口課へ郵送
- 2 2月7日(金)以降に届く予約票で日時確認
- 3 相談日に来庁してください。

往復はがき予約の注意点

- ・定員を超えた場合抽選となり、日時指定と変更はできません。キャンセルを電話で受付けます。
- ・1枠(最大2名)1枚のはがきでお申込みください。
- ・都合の悪い日が3日以上記載されている場合と、時間帯が指定されている場合は提出を無効とします。
- ・ご都合がつかない場合は税務署でご申告ください。

確定申告が必要な人

・給与所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)給与の年収が2,000万円超
- (2)副業の給与の収入の合計が20万円超 (例外あり)
- (3)給与以外の所得の合計が20万円超
- (4)年末調整をしていない

・年金所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)公的年金収入の合計が400万円超
 - (2)公的年金以外の所得の合計が20万円超
 - (3)源泉徴収対象外の公的年金がある(国外年金など)
- ※上記以外で所得税の還付を受ける際は確定申告が必要です。

町の相談会で申告できないもの

・給与、年金、配当(総合)、一時以外の所得の申告

例 営業・農業・不動産所得の申告(青色申告等)
配当の分離申告、株式・土地建物の譲渡所得
純損失の繰越や配当・株式譲渡の損失の繰越
動産の譲渡所得、利子所得

・初年度の住宅借入金等特別控除に関する申告

・源泉徴収票のない給与所得の申告

・令和6年分以外の申告

・その他内容が複雑なものや所得税でないもの

例 死亡者の準確定申告
雑損控除や仮想通貨の申告
相続税・消費税の申告など

確定申告の注意事項

例年頻出する申告誤りについて

- ・**確定申告するとふるさと納税のワンストップ特例が無効となります。**確定申告ではふるさと納税も一緒に申告してください。
- ・**源泉徴収されている給与や年金を除いて申告すると申告漏れとなります。**原則的にすべての所得の申告を要します。
- ・**16歳未満の扶養は確定申告での記載省略が認められません。**未記載の場合は原則的に扶養していないものとなります。
- ・所得の申告漏れ、所得の申告数値誤り、扶養人数、寡婦や障害者控除に関しては**会場でご確認**ください。

住民税の申告が必要な人 収入がない方でも申告が必要な場合があります。

- 誰の扶養にも入っていない方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 所得証明や非課税証明書の発行が必要な方
- ※その他、年金免除や児童手当や保育料等の算定上申告が必要な場合があります。

オンライン申告と用紙
ダウンロードはこちら



～住民税の申告は郵送でも提出できます～

町ホームページより「住民税申告書」をダウンロードし必要事項を記入・書類添付してご郵送ください。オンライン申告も実施しておりますのでぜひご利用ください。控えが必要な場合は、返信用封筒を送付するか4月以降に役場に取得に来てくださるようお願いいたします。

送付先 〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町税務窓口課 課税班 宛

申告に必要なもの

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
☐ 給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書（原本）など	☐ 社会保険料控除証明書 （国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書（※）、国民年金保険料の支払い証明書） （※）口座振替や納付書で納めている方には1月下旬に町から発送します。公的年金から天引きされた方には年金支給者が発送する「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されています。 ☐ 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 ☐ 医療費控除を受ける場合は、令和6年1月1日から令和6年12月31日の医療費控除の明細書や医療費通知 （申告相談対応のお客様が多数いらっしゃるため、現地係員では医療費を集計できません。医療費控除の明細書はご自宅で事前作成をお願いいたします。） ☐ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 ☐ 寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 ☐ そのほか控除の申告に必要な証明書など	☐ 個人番号がわかるもの （写真付きの個人番号カードの場合、免許証等身元確認書類は不要） ☐ 運転免許証などの身元確認書類 ☐ 扶養親族などの個人番号がわかるもの ☐ 還付がある方は本人名義の通帳など ☐ 税務署からの「お知らせハガキ」など 医療費控除の明細書 ダウンロードはこちら↓ 

医療費通知の発送

- 国民健康保険（保険健康課：☎84-0328）
【1回目】1月末頃 [前年1月～10月分] 【2回目】3月上旬頃 [前年11月～12月分]
- 後期高齢者医療保険（後期高齢者医療広域連合：☎0570-001120）
【1回目】2月10日頃 [前年1月～11月分] 【2回目】3月10日頃 [前年12月分]

確定申告書の提出について 完成済みのものに限ります。内容のチェックはいたしません。

- 仮收受期間 2月17日（月）～3月14日（金）8時30分～17時15分（土日祝日除く）
- 収 受 場 所 役場1階 町民プラザ特設会場（受付のみ可能です。）
※2月28日（金）～3月14日（金）までは正面総合窓口にて収受します。

※令和7年3月17日（月）以降は税務署に直接ご提出ください。（町でお預かりできません）

申告用紙は、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

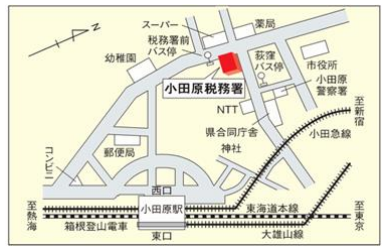
申告用紙は小田原税務署にて配布します（1月20日（月）から役場でも配布する予定です）が、数に限りがありますのでできるだけ
国税庁ホームページからダウンロードしてください。

小田原税務署確定申告のお知らせ

〒250-8511 小田原市荻窪440番地
【電話番号】0465-35-4511(代表)

申告書作成会場の開設について

～原則、**ご自身のスマートフォンで申告書を作成**していただきます～

開設期間 (注)3月2日(日)は開場します。	会 場	時 間
2月17日(月)～3月17日(月) 上記期間以外、税務署に会場はありません。 ※土、日及び祝日を除きます。(注)	小田原税務署 3 階	【受付】8時30分～16時まで(提出は17時まで) ※受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】9時～17時まで
お持ちいただくもの		案 内 図
①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②マイナンバーカード(※) ※マイナンバーカード発行時に設定した次のパスワードも必要です。 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上 16 文字以下) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合次の書類をお持ちください。 ・運転免許証等の身分確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類		
入 場 整 理 券		事前に準備いただきたいこと
○申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○3月は入場整理券の入手が困難と予想されます。2月来場をお勧めします。 ○入場整理券は、当日会場で配付するほか、LINE の事前発行で入手することが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。		マイナポータル連携をお願いします。 データ取得可能になるまで数日を要する場合がありますので、余裕をもって事前準備を行ってください。
オンラインで事前発行 友だち追加は 国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。		マイナポータル連携の概要は こちらから！ マイナポータル連携の事前準備は こちらから！

税理士による無料申告相談

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月5日(水) 2月6日(木)午前中	小田原市川東タウンセンター マロニエ(3階マロニエホール)	小田原市中里273-6	【相談】9時30分～12時まで 13時～16時まで (午前中会場はここで終了)
2月 7日(金)※ 2月10日(月)	南足柄市役所 (5階大会議室及び501号室)	南足柄市関本440	

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合等を除く。)

を作成して提出できます。提出のみの場合小田原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○税理士無料申告相談はオンラインによる**事前申込**を受け付けます。**電話受付は行っておりません。**

○オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、【050-1808-7285】

(受付時間：平日10時～12時、13時～16時)へお願いします。

○ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。



無料申告相談専用
LINE 事前申込



Web 事前申込
https://coubic.com/tochii18/booking_pages

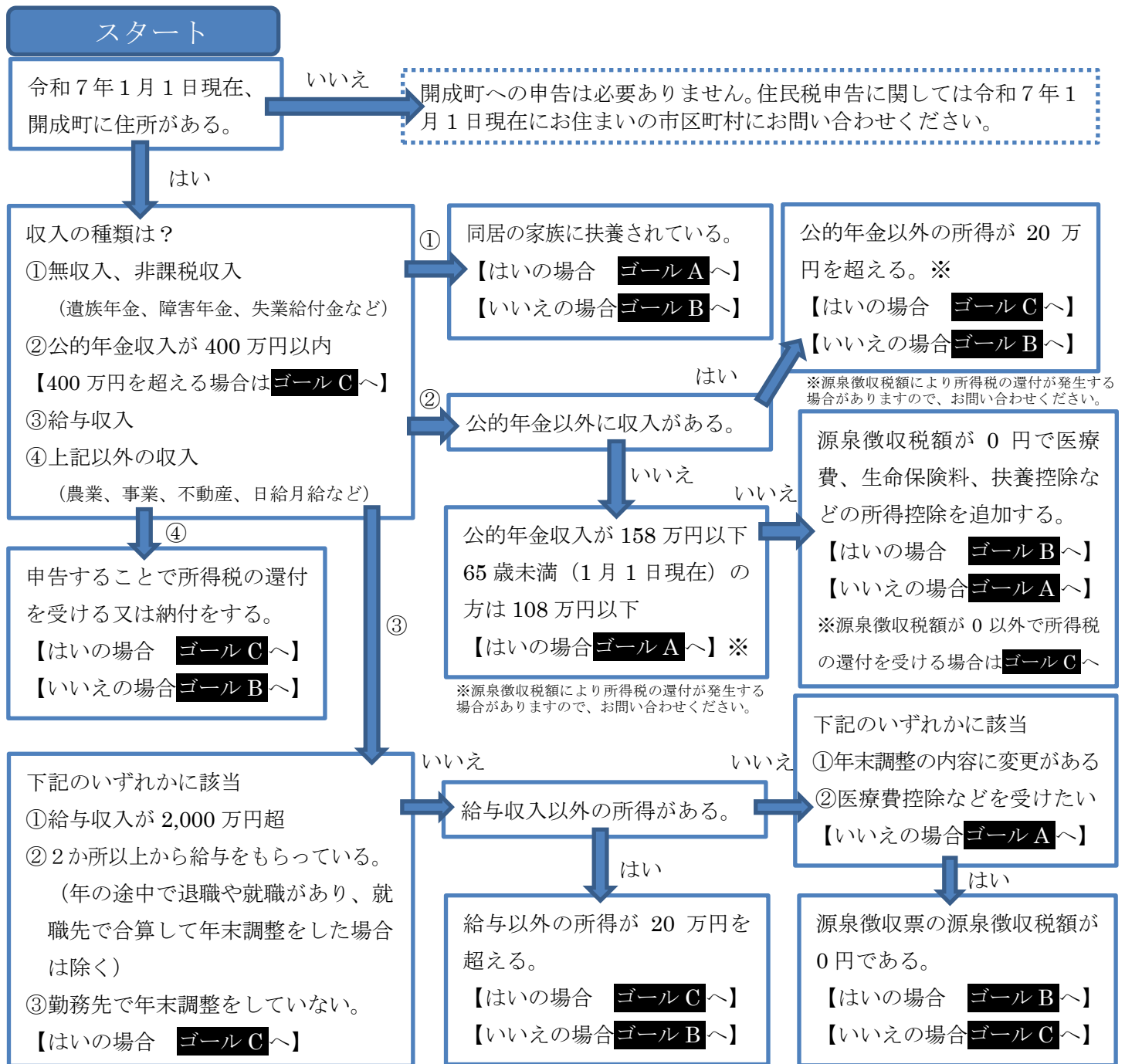
青色申告会の会場の利用方法が変わります

【問合せ先】	(公社) 小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24	青色申告会 HP
【電話番号】	24-2611 (代表)	
【期 間】	2月4日(火)～3月17日(月)※期間中の土日祝日、振替休日は休館	
【会 場】	青色会館3階大ホール	
【申 込 み】	専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必須。詳細は本会ホームページをご覧ください。 (https://www.aoiro-odawara.com/)	
【開催時間】	9時15分～最終16時05分	
【注意事項】	年金、給与所得のみの未会員の方は1名につき3,000円の会場利用料が必要となります。	





申告フローチャート



(注) 一般的な例です。所得税の還付を受ける場合は、この表にかかわらず確定申告が必要です。窓口でお問い合わせください。

ゴール A

原則、所得申告の必要はありません。

※所得証明書が必要な場合や各種手続きで非課税判定が必要な場合はBを参照してください。

ゴール B

住民税（町民税・県民税）の申告が必要です（町へ申告）。

国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となるものです。必ず申告してください。

注1）源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合は所得税の確定申告が必要です。

ゴール C

所得税の申告が必要です（税務署、町など）。

※町の申告会場ではお受けできない内容もありますのでご確認ください。

申告書の提出期限は令和7年3月17日(月)です